

羽村市指定給水装置工事事業者 各種届出等の手続きについて

●指定事項を変更する場合

以下の事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に届出を行ってください。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- (5) 届け出た電話番号

【提出書類】

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第 10)

【添付書類】

変更に係る事項		定款(財団法人の場合 は寄付行為)の写し	登記簿謄本(履歴 事項全部証明書) 又は 記載事項証明書	住民票の写し	誓約書	羽村市指定給水装置 工事事業者証	備考
氏名又は 名称	法人	○	○			○	登記簿謄本、住民 票の写しは、 発行日から3か月 以内のもの。 定款については、 直近のもの。
	個人			○		○	
住所	法人	○	○				
	個人			○			
代表者	法人	○	○		○		
役員	法人		○		○		
選任されている 主任技術者の氏名 又は交付番号		「給水装置主任技術者免状」又は「技術者証」の写しを添付してください。					
電話番号		電話番号の変更が確認できる書類を添付してください。					

●給水装置工事主任技術者を選任・解任する場合

新たに給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、必ず届出を行ってください。給水装置工事主任技術者を選任できない場合は、廃止又は休止の届出を提出してください。

【提出書類】

指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)

【添付書類】

「給水装置主任技術者免状」又は「技術者証」の写し(選任のみ)

●廃止・休止・再開の届出をする場合

事業を廃止した場合(業務を縮小し給水装置工事を行わなくなった場合も含む)は廃止の届出をしてください。

また、指定の要件を満たせなくなった場合(給水装置工事主任技術者を選任できない場合等)や、事業を一時休止した場合等には、事業の休止の届出をしてください。いったん廃止の届出をしてしまうと、新たに指定の申請が必要になりますが、休止の場合は再開の届出をすれば、再び指定給水装置工事事業者として給水装置工事を行うことができます。

【提出書類】

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)

【添付書類】

羽村市指定給水装置工事事業者証(廃止のみ)

●様式について

様式は羽村市公式サイト(<https://www.city.hamura.tokyo.jp/>)からダウンロードできます。

●届出方法

受付時間内に提出先へ持参または郵送してください。

【受付時間】 平日 8:30~12:00、13:00~17:00

【提出先】 羽村市上下水道部上下水道設備課工務係

住所 〒205-0003

羽村市緑ヶ丘2-18-5

電話 042-554-2269